

現庁舎敷地での建設イメージ

(1)新庁舎必要規模

【昨年度の調査・検討報告書で試算した必要規模】

- 地方自治体の庁舎規模算定で一般的に利用される「総務省地方債同意等基準」を基に試算
- 築19年の第3庁舎は継続使用

1. 総務省地方債同意等基準による必要床面積

(第3庁舎、第4庁舎、賃借ビルも考慮して算出した必要床面積。動線・議会関係を除く。)

55,100 m²

2. 第3庁舎床面積

(動線関係を除く。)

16,700 m²

3. 新庁舎必要床面積・・・・・・・・・・ (上記1-2)

(動線・議会関係を除く。)

38,400 m²

4. 新庁舎必要床面積

(動線・議会関係)

18,400 m²

5. 新庁舎必要延床面積・・・・・・・・・・ (上記3+4)

56,800 m²

現庁舎敷地に延床面積 56,800 m²の新庁舎を建設した場合、第3庁舎(延床面積 25,700 m²)との合計での延床面積は、82,500 m²となります。

(2)建設規模の想定

一般法規で計画した場合の最大延床面積

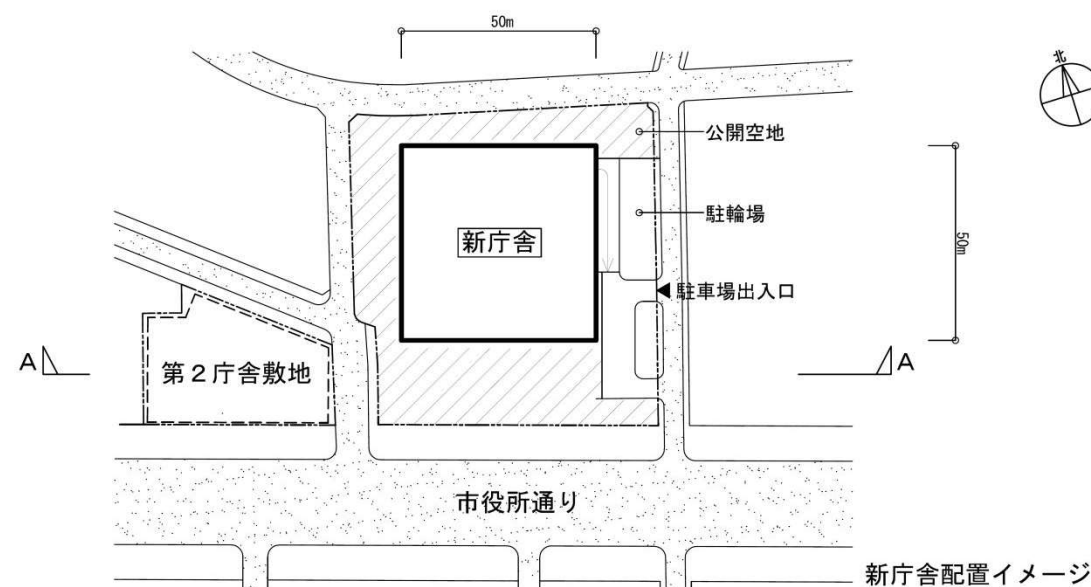
■最大延床面積 49,048 m² 本庁舎敷地面積 6,131m² × 法定容積率 800%

総合設計を活用し容積割増を行った場合の最大延床面積

必要有効公開空地	2,660 m ²	割増後容積率 1000% → 一般法規に比べ 12,262 m ² 割増が可能
割増後の最大延床面積	61,310 m ² (A)	
新庁舎必要延床面積	56,800 m ² (B)	
余剰 (A-B)	4,510 m ²	

【注釈】●航空法により、建物高さ制限(117m)が生じる

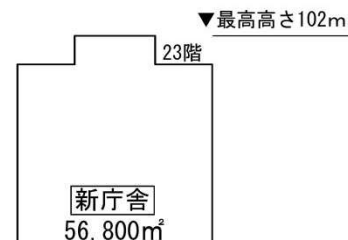
(3)計画イメージ



第2庁舎跡地を庁舎以外で活用する場合の断面イメージ

▼航空法による高さ制限117m

延床面積 56,800 m²を確保する場合のイメージ。最大では 61,310 m²程度の確保が可能と見込まれます。



<第2庁舎敷地>

地下駐車場

A-A断面

第2庁舎跡地にも新庁舎を建設する場合の断面イメージ

▼航空法による高さ制限117m

延床面積 56,800 m²を確保する場合のイメージ。最大では 72,310 m²程度の確保が可能と見込まれます。



<第2庁舎敷地>

地下駐車場

A-A断面

※上記は現庁舎敷地で必要延床面積 56,800 m²を確保する場合のシミュレーションであり構想案ではありません。新庁舎の構想案は今後の検討によります。
 ※駐車場の面積は延床面積の5分の1まで容積率に算入されないことから、駐車場の面積を除いて試算しています。